

【公印・契印省略】

総統勢第187号

令和5年6月26日

公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会会長 殿

総務大臣

令和5年住宅・土地統計調査への協力について（依頼）

総務省は、本年10月に令和5年住宅・土地統計調査（統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計「住宅・土地統計」を作成するための調査）を実施します。

住宅・土地統計調査は、住宅及び住宅以外で人が居住する建物（以下「住戸」という。）に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住戸に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を提供するものです。

つきましては、令和5年住宅・土地統計調査の円滑な実施を図るため、統計法第30条第1項の規定に基づき、別紙について、貴連合会への協力依頼を行いますので、よろしくお取り計らい願います。

なお、総務省ではこのほかに労働力調査、家計調査及び小売物価統計調査を毎月実施しております。これらの調査につきましても、併せて御配慮をお願いいたします。

令和5年住宅・土地統計調査に係る協力依頼事項

別添1の内容につきまして、貴連合会の会員の皆様を通じ管理組合の皆様へ御周知いただきますようお願いいたします。

また、令和5年住宅・土地統計調査は、地方公共団体を通じて実施することとしており、地方公共団体が改めて調査への御協力をお願いする場合がありますので、このことを併せて貴連合会の会員の皆様を通じ管理組合の皆様へ御周知いただきますようお願い申し上げます。

加えて、総務省で毎月実施している、労働力調査、家計調査及び小売物価統計調査^{*}においても世帯又は不動産管理会社等を訪問させていただくことがあります。これらの調査につきましても、調査への協力が得られますよう併せて御配慮をお願いいたします。

※ 小売物価統計調査では、民営借家の家賃を把握するため、民営借家を賃貸している不動産管理会社等を対象にした家賃調査を実施しています。令和6年1月から、新たな家賃調査地区で調査を開始しますので、調査への御協力について、別添2の内容につきましても御周知いただきますようお願いいたします。

【参考】

統計法（平成19年法律第53号）（抄）

第三十条 行政機関の長は、前条第一項及び第二項に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体（次項において「被要請者」という。）に対し、必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求めることができる。

2 （略）

【事務担当】

総務省統計局統計調査部国勢統計課
住宅・土地調査第一係
連絡先：03-5273-1154
E-mail：c-jyuuchou1@soumu.go.jp

マンション管理組合の皆様へ

＜令和5年住宅・土地統計調査の実施に当たり、御協力いただきたい事項＞

総務省統計局では、本年10月1日現在で、国民の居住形態や、住宅・土地の保有状況等に関する実態を調査し、住生活関連諸施策等のための基礎資料等を得ることを目的として、「令和5年住宅・土地統計調査」（統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査）を実施します。

10月の調査実施に先立ち、調査員が、9月上旬から、調査対象となる地域の確認にまいります。この際、調査地域の各住戸及び世帯の居住状況を把握するとともに、調査のお知らせを配布します。

さらに、調査をお願いする世帯には、調査書類をお配りするため、9月下旬に改めて調査員が伺います。

なお、調査の実施に当たっては、調査員は調査員証を必ず携帯します。

円滑な調査の実施に向けて、以下の内容につきまして皆様の御協力をお願いします。

○ 建物内にお住まいの世帯にお伺いできるような円滑な調査活動に御協力いただくこと

オートロックマンション・寮など、調査員が建物内に入ること自体が困難なケースがありますので、円滑に調査を実施することができるよう御協力をお願いします。

○ 建物内の居住状況などを御提供いただくこと

昼間不在がちな世帯などで、調査員が訪問しても面会できない場合には、管理組合様に居住状況などをお尋ねすることがありますので、その際には御協力いただきますようお願いいたします。

※これは、統計法第30条第1項に基づく協力依頼であり、個人情報保護法第27条第1項第1号に定める「法令に基づく場合」に当たり、本人の同意なしの情報提供が認められています。

※調査で知り得た内容は、統計法により厳重に保護され、調査関係者が他に漏らしたりすることは絶対にありません。

○ 貴マンション内の掲示板やエレベーターにポスターを掲示させていただくこと

貴マンションにお住まいの方々から、住宅・土地統計調査の趣旨とその実施への御理解を得るため、掲示板やエレベーターに広報用ポスターを掲示することについて、御協力をお願いします。

※ 本件に関するお問合せは、下記問合せ先へお願いします。

住宅・土地統計調査担当：
総務省統計局統計調査部国勢統計課
住宅・土地調査第一係
連絡先：03-5273-1154

令和5年住宅・土地統計調査の概要

調査の目的

○我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的として実施するもので、昭和23年以来5年ごとに行っており、令和5年調査はその16回目に当たる。

調査の概要

- 調査日：令和5年10月1日
- 調査対象：住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯
(全国から約340万住戸・世帯を抽出)
- 調査事項：【住宅等に関する事項】居住室数及び広さ、所有関係、敷地面積、構造、建て方 など
【世帯に関する事項】世帯の構成、年間収入、通勤時間、入居時期、住環境に関する事項、
現住居以外の住宅及び土地に関する事項 など
- 調査の流れ：総務省－都道府県－市区町村－指導員－調査員－報告者
※回答方法は①オンライン、②郵送、③調査員回収のいずれかを報告者が選択

結果の利用

- 国及び地方公共団体が住生活基本法に基づき作成する住生活基本計画に係る住宅関連諸施策の策定及び成果指標
- 耐震や防災を中心とした都市計画の制定
- 国土交通白書や経済財政白書等における分析・評価
- 国民経済計算の推計 など

今回調査のポイント

- 空き家対策の重要性が年々高まっていることを踏まえ、引き続き、空き家の所有状況などを把握
- 超高齢社会を迎えている我が国における高齢者の住まい方をよりの確に把握（サービス付き高齢者向け住宅の居住実態の新規把握など）
- 標本設計を見直し、報告者数を約370万住戸・世帯から約340万住戸・世帯に削減
- 同居世帯への調査票配布を廃止するなど、調査事務の効率化、調査員事務の負担軽減を実現
- オンライン調査におけるパスワードの初期化に対応するなど、引き続き、オンライン回答を促進

小売物価統計調査 家賃調査への御協力をお願い

小売物価統計調査では、**民営借家の家賃を把握するため、民営借家を賃貸している不動産管理会社等**を対象にした家賃調査を実施しています。

令和6年1月から、**新たな家賃調査地区**で調査を開始しますので、貴団体の会員様への調査実施の周知及び調査への御協力をお願いいたします。

1 小売物価統計調査の概要

「小売物価統計調査」とは、統計法において規定されている「基幹統計調査」の1つであり、国民の消費生活上重要な商品の小売価格、サービスの料金及び家賃を全国的規模で毎月調査することにより、月々の価格の変化を明らかにし、消費者物価指数（CPI）やその他物価に関する基礎資料を得ることを目的とした調査です。

調査は、全国167市町村において、毎月、調査日（12日を含む週の水曜日～金曜日のいずれか1日）を定めて実施しています。

本調査のうち、「家賃調査」は、調査の対象となった地域（「家賃調査地区」といいます。）に所在する民営借家を賃貸している事業所に対して、3か月に1度*、月額家賃、延べ面積などの住居に関する事項を質問することにより行います。

※ 地域ごとに3つのグループに分け、「1、4、7、10月」、「2、5、8、11月」又は「3、6、9、12月」のいずれかに調査しています。

家賃調査地区は、全国167市町村に1,233地区が設定されており、原則、5年ごとに、民営借家世帯数等の母集団情報の属性分布の変化に対応するため、直近の国勢調査の調査区別結果等を用いて、調査地区の設定替えをしています。

令和6年は、家賃調査地区の変更の年に当たり、1月から新たな家賃調査地区での調査を開始するため、前年の令和5年9月頃から準備事務等を実施いたします。

2 御協力いただきたい内容

貴団体の会員様へ向けて、本調査の実施及び調査対象に選定された際の調査への御協力をいただけるよう、御周知いただきますようお願いいたします。

（参考）今後の調査員のスケジュールについて

- ・ 令和5年9月～ 新たな家賃調査地区の範囲の確認等の準備事務
- ・ 10月～12月 新たな家賃調査地区において事前調査実施
- ・ 令和6年1月～ 新たな家賃調査地区における調査開始